

入院のご案内

患者の権利と義務憲章	2	V 診療費の支払い方法	17
I 入院の手続き	3	VI 退院の手続き	22
II 入院時の持ち物	8	VII 事情部のご案内	23
III 入院中の過ごし方	10	VIII 病棟のご案内 (病棟および駐車場案内図)	26
IV 入院中や退院後の生活 のお困りごとについて	15	IX 諸施設について	32

●入院日時

月 日 時

●入院病棟

本館・南病棟 東・西病棟

入院日が決定次第、以下の連絡を致します。

1. 入院日
2. 入院時間
3. 入院病棟 本館・南病棟 東・西病棟

電話連絡の時間帯

月～金 8：30～17：00



本館・南病棟



東・西病棟

公益財団法人
天理よろづ相談所

天理よろづ相談所病院

TENRI HOSPITAL

患者の権利と義務憲章

～天理よろづ相談所病院～

1. 患者の皆様等の権利

- (1) 人としての尊厳、権利が尊重された、安全で良質な医療を公平に受けることができます。
- (2) 担当の医師、必要に応じて診療科部長から、治療方針の自己決定に必要な範囲で、病気、検査や治療の説明を受けることができます。^{注1)}
- (3) ご自身の意思で、医学的に認められ、当院で実施できる治療方法を選ぶことができます。
- (4) ご自身の負担で、他の医療機関の医師の意見を求めることができます。
- (5) ご自身の個人情報の取扱いについて知り、ご自身および他の患者の医療に重大な支障を来たさない範囲で利用の制限を求めることができます。

2. 患者の皆様等の義務

- (1) 医療は皆様と職員との良好な協力関係に基づく共同行為であるとの認識に立ち、自らも療養に努めなければなりません。
- (2) 全ての患者さんに快適な環境で適切な療養を受けていただくために、病院業務に支障を来たさないように、院内秩序維持に協力しなければなりません。^{注2)}

注1) 医師の説明を求めることができる方は、患者または予め病院に届け出られた代諾者のみです。緊急の場合でない限り、医師は診療時間内にのみ説明の求めに応じることとします。

患者あるいは代諾者の同意を得た方は、患者または代諾者への医師の説明に立ち会うことができます。

注2) 患者さん等の暴力行為があった場合、脅迫、強要、セクハラ行為があった場合および病院業務に支障を来たす言動があった場合で、職員の説得に応じず、指示・勧告・警告に従わないときは、警察に通報します。

I 入院の手続き

入 院 当 日

入院される病棟
(本館・南病棟または東・西病棟) の

1 階 入院受付 カウンター

必要書類などの提出

再来受付機での手続きは必要ありません

病棟カウンター

病室へご案内

(1) 入院当日は、まず入院される病棟（本館・南病棟または東・西病棟）の1階入院受付カウンターで書類を提出し、手続きをお済ませください。

- ・ 診察券
- ・ 健康保険の資格確認ができるもの
(マイナンバーカード・保険証など)
- ・ 入院誓約書

入院診療を受ける際に、本人あるいは代諾者などの関係者が、当院の「患者の権利と義務憲章」に同意することを誓約する文書

- ・ 実費徴収同意書

病衣貸出代や診断書・証明書交付料等、療養の給付と直接関係のない費用について、厚生労働省が定める規則に基づき実施する費用徴収に同意する文書

(2) 入院受付手続きが済みましたら、入院される病棟のカウンターへお越しください。病室にご案内いたします。

※入退院時の荷物の運搬は、カートが玄関にありますのでご利用ください。使用後は元の場所にお返しください。

1. 入院中お守りいただくこと

(1) 入院療養に直接関わる事項

- ・ 外泊、外出、面会は主治医の許可を得て、看護師に申し出てください。
- ・ 診療上あるいは業務上の必要から病棟、病室の変更をお願いすることがありますが、その際にはご理解ご協力ください。
- ・ 退院の指示があった場合は、指示された日時に退院してください。

(2) 医療安全、個人情報保護などに関わる事項

- ・携帯電話は指定の場所で使用してください。
- ・許可されたとき以外は、他の病室・診察室・看護師詰室・配膳室等へ出入りしたり、カルテや病院業務用パソコン画面を覗いたりしないでください。

(3) 院内での録音、撮影、録画の禁止

- ・当院では診療中も含めて院内での録音、撮影、録画はお断りしています。もし無断でなされた場合は、診療の継続ができないこともありますので、ご注意ください。

(4) 職員の業務遂行への協力に関わる事項

- ・業務の支障になりますので、緊急の場合以外は病院への電話をお控えください。
※電話対応により、医療に支障を来す場合がありますので、ご協力ください。

(5) 療養に支障を来たす行為、迷惑行為、犯罪行為などの禁止

- ◆大声での談笑、電話、消灯時間を超えての点灯、イヤホンを外してのテレビ・ラジオ等の視聴、一般人に不快感を与える言動など周囲への迷惑行為
- ◆病院内での飲酒、酒酔い状態での来院
- ◆バルコニー、廊下への物品の放置
- ◆病院・職員に対する誹謗中傷、病院の備品・設備に対する毀損行為
- ◆患者間・家族間での薬、健康食品、食べ物などのやり取り
- ◆物品の売買、金品の貸借などの商行為、民間療法の紹介・勧誘

以上の行為をしないでください。

また、病院内で暴力、脅迫、セクハラ行為および罵詈雑言などによる業務妨害の行為があった場合は、直ちに警察に通報します。

(6) 貴重品・私物の持ち込み制限、自己管理

- ・私物の持込は必要最小限に止め、自己管理をお願いします。
- ・貴重品のお預かりはできませんので持ち込まないでください。
- ・私物・貴重品の盗難・紛失については責任を負いかねますのでご了承ください。

(7) 禁煙について

- ・当院はがん診療連携拠点病院に指定されており、病院敷地内は全面禁煙です。当院敷地内で喫煙されますと、当院での治療の継続をお断りすることや退院していただく場合もあります。また、当院には健康回復のために禁煙に励む患者さんが大勢おられ、疾患によっては入院時に喫煙習慣が継続されていると、治療できない場合があります。この点ご理解の

上、敷地内での全面禁煙を遵守してください。

（８）義歯をご利用の方へ

- ・検査や手術前に義歯を取り外していただくことがあります。その際、義歯の保管は、患者さんご自身またはご家族でお願いします。ティッシュペーパーなどで包んで保管されますと、義歯が乾燥するだけでなく、ゴミと間違えて捨ててしまう恐れがあります。常時で使用されている容器に保管されることをお勧めします。

（９）指輪・ピアスおよびマニキュア・つけまつげ等について

- ・治療上、支障を来す場合がありますので、手足の爪は短く切り、マニキュア・ペディキュア・ジェルネイルは入院までに必ず除去してください。また、お化粧を控えめにし、つけまつげ、指輪、ピアスは外してください。

上記事項の他に、職員が患者の皆様に快適な環境で適切な診療を受けていただくために出す指示をお守りください。

医師による病状説明等の実施時間について

医師による病状等の説明は、平日 17 時 30 分までに終了するよう行うこととさせていただきます。
また、平日夜間、土日祝は実施いたしませんのでご承知おきください。
なお、緊急時や患者さんの病状等によりやむを得ない場合は、この限りではありません。

２．転倒及び転落防止のご協力とお願い

病院での入院生活は、日常住み慣れた環境とは異なります。その変化に加え、疾患による心身の機能低下により、思いがけない転倒や、ベッドからの転落事故が起こりえます。

転倒や転落で、骨折や脳出血、その他でも深刻な事態を招くことがあります。そのため、当院では事故防止に心がけて注意をはらっておりますが、予防対策を実施していても、転倒や転落のすべてを防止できないことをご理解ください。入院中は、患者さんやご家族も転倒や転落の事故防止にご協力をお願いします。病院に過失がない場合は、病院は責任を負いかねますのでご了承ください。

また、転倒や転落の危険性が非常に高い場合は、転倒転落予防センサーを設置します。面会時にセンサーのスイッチを OFF にした場合は、必ずお帰りの際にスタッフへお声がけくださいますようお願いいたします。ご不明なことがありましたら、遠慮なく担当医師や看護師にご相談ください。

＜お知らせ＞

転倒・転落防止についてビデオを放映しております。入院中に必ずご覧ください。

東・西病棟… 7 チャンネルで常時

本館・南病棟… 11 チャンネルで 15：00～15：20 と 18：00～18：20

また、テレビに設置しております、『転倒・転落を防ぐために』という黄色い注意書きをあわせてご覧ください。

特定看護師・特定認定看護師が 特定行為を実施しています

当院には、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」による所定の研修を修了した特定看護師・特定認定看護師が在籍しています。

医師とともに予め作成した手順書（指示書）に従い、看護の専門性を発揮して、より難易度の高い診療の補助行為を行います。

患者の皆様にもっと近い存在である看護師が、迅速に病態を判断し、安全性の高い医療をよりタイムリーに提供することで、重症化予防や苦痛の緩和、早期回復につながります。

特定看護師・特定認定看護師による特定行為実施は、いつでも拒否を申し出ることができ、それにより患者さんが何ら不利益を被ることはありません。

特定行為に関するご相談、お問い合わせ先

◇ 場 所 外来診療棟 1 階 ⑨患者総合支援センター

◇ 相談時間 平日 午前 9 時～午後 4 時

お薬持参のお願い

お薬を服用している方は、ご協力ください

安全で安心な入院診療を受けていただくためには、服用中のお薬と手帳等の情報を正しく確認する必要があります。

入院後、服用するお薬は原則当院で処方しますが、取り扱いのないお薬については医師の判断で一部持参されたものを使用することがあるため、持参をお願いします。

持参いただくもの

☒ お薬手帳



☒ お薬の説明書

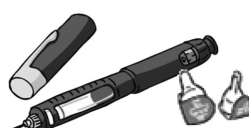


どちらかは必ずお持ちください

☒ お薬（普段使用されている病院処方の薬）



☒ 注射薬（注射器・針）、貼り薬や目薬など



お薬を持参いただいても医師の判断ですべて使用せず返却する場合があります。

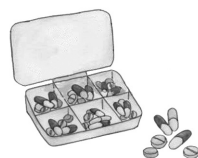
※ 小分けにしたお薬の持ち込みは極力控えてください。（下枠内をご参照ください）



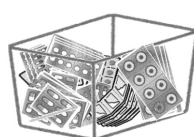
患者さんの治療に必要なお薬を正しい飲み方で服用していただくために入院時には、下記のようなお薬の持ち込みは極力控えてください。



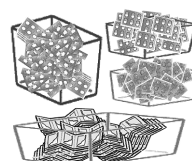
今服用していないお薬



ケースに入れたお薬



薬箱にまとめていれたお薬



種類ごとに分けたお薬



市販薬・サプリメント

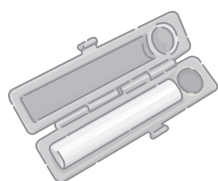
Ⅱ 入院時の持ち物

入院時に持参していただく書類、薬剤、物品等は以下のとおりです。来院する前に忘れ物がないかチェックをお願いします。

なお、来院途中で入院時に必要な書類、日用品などの忘れ物に気づいた場合は、来院してから職員に相談してください。

チェックリストA 入院時に持参していただく書類、各証等

- ☐ 「入院のご案内」（この冊子）
- ☐ 提出書類4枚（記入して持参してください）
「入院誓約書」、「実費徴収に関する同意書」、
「病状説明の同意書」、「入院時質問票」
- ☐ 印鑑
- ☐ 診察券
- ☐ 健康保険証・後期高齢者保険証・マイナンバーカード
- ☐ 該当する方は、医療証（乳児・幼児、身体障害者、ひとり親家庭、措置児童、特定疾病等）、
受給者証（前期高齢、更生、育成、指定難病、小児慢性特定疾病、肝炎）、医療券（生活保護）
- ☐ 該当する方は、高額療養費限度額適用認定証・標準負担額減額認定証（18～19ページ
をご参照ください）
- ☐ 介護保険の認定を受けている方は、介護保険証もあわせて提示してください。
- ☐ 該当する方は、退院証明書 ※3ヵ月以内に他院（白川分院含む）で入院していた方
- ☐ 外来検査予約をしている方は、予約票があれば持参してください。
- ☐ CT検査やMR検査で造影剤を使用した方は、造影剤手帳を持参してください。
- ☐ ペースメーカー手帳や、医療に関する手帳を持っている方は持参してください。
- ☐ 入院中の検査のための薬をもらっている場合は、持参してください。
- ☐ 該当する方は、「麻酔のしおり」を持参してください。



チェックリストB

入院時に持参していただく生活用品等



☐ 石けん
(ボディソープ)



☐ シャンプー・
リンス



☐ 歯ブラシ・歯磨き粉
(口腔ケア用品)



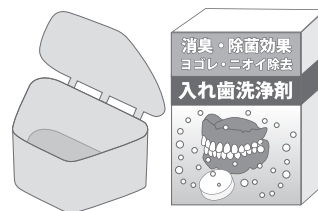
☐ コップ
(割れないもの)



☐ 電気カミソリ
(必要時)



☐ 滑りにくい踵^{かかと}のある靴
(転倒防止のため、はきなれたものが安全です)



☐ 入れ歯のある方は
容器と洗浄剤



☐ くし、ブラシ
(必要時)



☐ ティッシュ
ペーパー



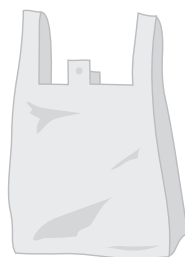
☐ タオル類



☐ 手ふき用濡れ
ティッシュ



☐ マスク



☐ ビニール袋



☐ 下着



☐ 寝衣^注



☐ 筆記用具



☐ 洗剤 (必要時)

注) 寝衣は持参のものを着用していただいても、病院より貸与する病衣 (1日80円／1週間に2回交換 申し込みは入院当日) を着用していただいても結構ですが、持参の場合は入院生活にふさわしいもので、診察、処置に支障のないものにしてください。

※ 毎食時に、箸・スプーン・お茶はコップ1杯のみ配膳されます。

※ ハサミ・果物ナイフ等、鋭利な物の持ち込みはご遠慮ください。

Ⅲ 入院中の過ごし方

入院療養中は、「患者の権利と義務」(P.2)に沿って治療に専念してください。また、治療や入院生活などについてのご相談がありましたら、遠慮なく医療スタッフにお申し出ください。

入院中は誤認防止など医療安全の観点から、すべての患者さんにリストバンド（手首）の装着をお願いしています。

1. 部屋について

- (1) 病室は3～4人部屋が一般です。病状により病床（病室）を移動していただく場合があります。一部有料個室・2人部屋があり、ご希望もお伺いしますが、病状重視の病室管理の上から希望病室をご用意できない場合もありますのでご了承ください。（有料個室・2人部屋の料金は20ページをご確認ください）
- (2) 電気器具の使用は治療の必要上、許可が必要です。使用される方は看護師にお申し出ください。テレビ、冷蔵庫の持込みは安全、衛生面等から禁止させていただきます。備え付けのテレビと冷蔵庫をご利用ください。
- (3) すべての床頭台に、有料のテレビと冷蔵庫を設置しております。いずれも共通カード（1,000円/枚）でご利用いただけます。テレビの視聴には備え付けのイヤホンをご使用ください。

・カード販売機の設置場所

東・西病棟 東病棟各階のデイルーム（東3病棟はエレベーターホールに設置）

本館・南病棟 南病棟各病棟の入口付近（南26病棟は談話室内に設置）

・カード精算機の設置場所（精算手数料として50円がかかります）

東・西病棟 1階正面玄関ホール及び救急受付横

本館・南病棟 1階総合受付横

・ご利用料金

カード販売金額	1,000円（千円札専用）	
カード使用可能機器	テレビ、冷蔵庫、コインランドリー（各病棟の洗濯室）	
ご利用料金	テレビ	カード1枚で1180分
	冷蔵庫	1日（24時間）：カード1枚で10日分

(4) 注意事項

- ・壁には物を貼らないでください。
- ・カーテンレールには、衣類・洗濯物をかけないでください。
- ・入院中の患者さん同士での食べ物のゆずりあい等は、治療上不適切な場合がありますのでご遠慮ください。
- ・病棟での何か困り事がありましたら、病棟看護師にご相談ください。

2. 手回り品・貴重品等について

病院は、常に整理整頓が必要です。必要最小限の身の回り品以外は、常置しないようお願いいたします。貴重品（現金・指輪等）のお預かりはできませんので、多額の現金等は持ち込まないでください。

また、私物の管理には、防犯のため床頭台引き出しの中のカギ付きボックスをご利用ください。その際、カギは各自で管理していただきますようお願いいたします。カギの紛失や破損の場合は、必ず看護師にお申し出ください。

3. 外出・外泊について

外出・外泊は、治療上医師の許可が必要となります。医師の許可を受けた方は、「外出・外泊許可願」を事前にご記入いただき、院外へ出られる時は、必ず「外出・外泊許可証」をお持ちください。帰院後「許可証」を看護師にお返しくください。

4. 無断離院について

当院は、無断での離院は理由の如何を問わず禁止しています。外出や外泊をする場合は、主治医の許可が必要となります。

無断離院され連絡が取れない場合は、ご本人の安全を守るため、病院からご家族に警察への保護依頼をお願いすることがあります。

また、無断離院中の事故・病状の悪化について、当院は一切の責任を負いません。

当院の無断離院対策

1. 無断離院の可能性の高い患者さんの場合、患者さん、家族の同意を得て、以下のことを医療関係職員はじめ全職員にその旨を周知させ、無断離院防止対策としています。
 - (1) 頻回に巡回したり、病室は出来る限りナースステーションに近い位置にする。
 - (2) 職員全員が認識できる印（黄色蛍光テープ）を患者さんの寝衣に貼付する。
 - (3) 「患者確認用紙」に顔写真を貼付し、病院出入り口の警備等を担当する部署に配布する。
2. 高齢者・認知症のある患者さんで、無断離院の恐れがある場合は、患者さんの安全のため、ご家族に見守りをお願いしています。

5. 付き添いについて

ご家族もしくは、ご本人の申し出により、医師が必要と認め許可した場合に限り「患者付添許可願」をご記入のうえ、付き添っていただくことができます。付き添いの方のベッドは当院より有料（1日220円）にて貸与いたします。

6. 面会について

面会に制限がありますので病棟でお尋ねください。

7. 食事について

当院では、医師の指示に従い、病態に合わせて管理栄養士が栄養管理計画を立案したものを献立として調理しています。

毎食時に、箸・スプーン・お茶はコップ1杯のみ配膳されます。不足分は各自ご準備ください。売店及び自動販売機は院内に設置されています。

食事の変更の締め切りは以下のとおりです。締め切り時間を過ぎてからの対応はできかねますので、早めにお申し出ください。外泊、外出の場合も同様をお願いいたします。

配膳時間 ※状況により多少 前後いたします	朝食 7:30 ごろ	下膳 (破棄) 時間	朝食 9:00	食事の変更の 締め切り	朝食 前日 16:00 まで
	昼食 12:00 ごろ		昼食 13:00		昼食 当日 10:00 まで
	夕食 18:00 ごろ		夕食 19:00		夕食 当日 15:00 まで

8. ベッドサイド訪問・栄養相談について

食事が硬くて食べにくい、食欲が低下している、体調により食べられない食材があるなど、食事でお困りのことがあれば、管理栄養士が訪問し、食事内容を調整することができますので、医師や看護師にお申し出ください。

また、退院後、食事療法が必要な方やご家族に対して、医師の指示に基づき栄養相談を行っています。ご希望の方は医師または看護師を通してご予約してください。食事療法が無理なく実践できるように、普段の生活にあった内容でサポートさせていただきます。

9. 入浴・シャワー浴

入浴のための浴室はありませんので、シャワー浴となります。シャワー浴は主治医の許可が必要です。許可された方は、利用時間・場所を各病棟でご確認ください。

症状によって、シャワー浴ができない場合は、清拭・洗髪をいたします。

タオル類・石けん（ボディソープ）・シャンプー・リンスは各自でご用意ください。

10. 洗濯機と乾燥機の利用について

各病棟の洗濯室に有料の洗濯機と乾燥機を設置しています。洗濯機をご利用の方は洗剤をご用意ください。テレビ・冷蔵庫と共通のカードで利用が可能です。

洗濯機 1回/100円：カード1枚で10回分

乾燥機 1回（30分）/100円：カード1枚で10回分

ご利用時間は、東・西病棟 7：00～21：00

本館・南病棟 6：30～21：30

※洗濯機や乾燥機のご利用の際は、終わりましたら速やかに洗濯物を取り出してください。

11. 病院指定の駐車場利用について

駐車場の場所・料金については駐車場案内図（P.31）をご覧ください。入院されている方および付き添いの方の長時間駐車は、ご遠慮いただきますようお願いいたします。なお、駐車された場合は利用料金がかかります。また、駐車場内での事故、トラブル等の責任は一切負いかねますのでご了承ください。

12. 非常時の対応

火災など非常時には、職員の指示に従って行動してください。退避経路・非常口・消火栓の所在は、図面及び病棟入口付近の掲示板に図示してありますのでご確認ください。

13. 携帯電話の使用および公衆電話について

（1）携帯電話の使用は、医療用精密機器に悪影響を及ぼしますので、下記の場所をお願いします。

東・西病棟 各病棟内の電話コーナー

本館・南病棟 1階ホール及び2階の指定場所

（2）公衆電話の設置場所

東・西病棟 1階と2階（国際電話対応可能）

本館・南病棟 各病棟、1階（国際電話対応可能）

14. 郵便物・宅配物について

受取方法

入院中の患者さんへの郵便物・宅配便は、病棟のスタッフを通じてお届けします。

発送方法

宅配便

東・西病棟 1階コンビニエンスストアにてお申し込みください。

本館・南病棟 地下1階サービスセンター（売店）にてお申し込みください。

15. 入院中の他医療機関受診及び当院他科受診について

当院はDPC対象病院です。当院ご入院中は原則として、他院での保険診療による診療や投薬を受けることができません。他院より投与されているお薬切れ等ございましたら、病棟看護師長へお申し出ください。

また、主治医の指示なく、自己判断にて他院で受診（外泊中の受診や患者の代理で処方を受けることなど）された費用につきましては、保険適用外で全額自己負担となり、後日請求させていただきますのでご了承ください。

なお、医療資源を最も投入した1つの疾患（診断群分類）に対して診療を行うことを前提とした包括支払制度（DPC）を採用しているため、入院目的とは異なる急を要しない他科の受診は、退院後の外来、あるいはかかりつけ医を受診していただくことがありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

※ p.16 参照

お薬の服用について

錠剤の取り出し方

おくすりは、包装シートから取り出してお飲みください。

包装シートのまま飲んでしまうとのどや食道などをキズつけます。

幼児、高齢者の方が服用されるときは、保護者、介護者などの方にご注意いただきますよう、お願いいたします。



Ⅳ 入院中や退院後の生活のお困りごとについて

まずは、病棟看護師にご相談ください。病棟より連絡がありましたら担当相談員と共にお困りごとの解決への手助けをいたします。

（１）退院後の療養生活に不安があるとき

当院には、病棟ごとに患者総合支援センターの相談員（看護師、医療ソーシャルワーカー）を配置し、当院退院後の療養生活の相談をお受けしております。在宅医療（訪問診療や訪問看護）や自宅復帰に向けたリハビリ病院への転院の調整、介護保険などの各種サービスを受けるための手続きなどのサポートをさせていただきます。その際には、お早目に担当医師、又は病棟看護師にご相談ください。

（２）医療費の支払い、療養生活に関わる費用、社会福祉サービスの受け方などのお困りごとがあるとき

入院中は、担当医師、又は病棟看護師にご相談ください。患者総合支援センターの相談員が病棟へ出向いて、該当する社会保障制度の要件や規定を説明、行政機関の窓口のご案内など、各種手続きが行えるようサポートいたします。なお、患者総合支援センター窓口（外来棟１階）で直接ご相談いただくこともできます。

（３）がんに関する不安や悩み、心配事（体・心・暮らし）があるとき

がん相談支援センター（本館・南病棟２階、外来診療棟２階）にて、看護師、社会福祉士が相談員として対応しています。対面だけでなく電話でも相談できます（基本予約制）。

患者さん同士が悩みや体験を語り合える「がん患者サロン いこい」の場もあります（奇数月第４水曜日 14：00～15：30、外来診療棟５階カンファレンス室）。申し込み不要。

（４）現在の診断や治療に関して、他院の医師の意見を参考にしたいとき

他の医療機関の医師に意見を聞くため、セカンドオピニオンを受けることができます。セカンドオピニオンを受けるためには、医療機関によって申し込み方法や費用、対象診療科など様々ですので、必ずご希望の医療機関へお問い合わせいただき確認してください。ご希望の医療機関が決まりましたら、担当医へセカンドオピニオン用紹介状の作成依頼をお申し出ください。なお、他院のセカンドオピニオンを受けることで、当院における診療に支障がでることは一切ありません。

患者総合支援センター窓口

疾病に関する医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安など、さまざまな相談をお伺いする窓口を設置しています。

◇ 場 所 外来診療棟 1 階 ⑨患者総合支援センター

◇ 相談時間 平日 午前 9 時 ～ 午後 4 時

D P C（包括支払制度）について

当院は平成 21 年 4 月 1 日より入院診療費の計算方法が、従来の出来高計算方法から、1 日あたりの定額医療費を基本とした D P C（包括支払制度）による計算方法に変更となりました。D P C は、厚生労働省の医療費制度改革により、急性期医療を主とした全国の医療機関で導入されています。

D P C とは Diagnosis（診断）Procedure（手技）Combination（組み合わせ）の略で、平成 15 年より大学病院などから導入された新しい包括支払制度に用いられる病名の分類方法です。D P C では、従来の診療行為ごとに料金を計算する「出来高支払い方式」とは異なり、入院される患者さんの病名や病状をもとに、治療などの内容に応じて定められた 1 日あたりの定額点数を基本に医療費を計算する方式です。

1 日あたりの定額点数は、診断群分類と呼ばれる区分ごとに入院日数に応じてそれぞれ定められています。1 日あたりの定額点数には基本的に入院料・投薬料・注射料・検査料・画像診断が含まれています。手術料・麻酔料・内視鏡検査・一部の高度な検査料などの部分については、従来どおり出来高支払い方法で計算しますので、定額点数と出来高の点数の合計により医療費が決定します。なお診断群分類によっては、すべての医療費が出来高支払い方式になる場合もございます。この他に、労災診療・自賠責保険を利用した診療などや、厚生労働大臣が定める一部の処置・手術をされた場合についても従来の出来高支払い方式になります。

※ D P C 制度につきましてご不明な点がございましたら、東・西病棟 1 階総合案内または本館・南病棟 1 階の総合受付（医事課）へお尋ねください。

なお、病名や病状については医師よりご説明させていただきます。

V 診療費の支払い方法

1. 診療費の支払い方法について

退院時は、退院日までの診療費をまとめて請求させていただきますので、お支払いの上、ご退院ください。なお、月をまたいで入院の場合、診療費は毎月末で締め切りとし、翌月 10 日前後に請求させていただきます。請求書はお部屋へお届けしますので、現金又はクレジットカードでお支払いください。

【診療費の支払い窓口及び受付時間】

棟（建屋）	お支払場所	ご利用可能時間及び支払い方法
本館・南病棟	1 階総合受付 （入院受付・会計窓口）	平日 8：30 ～ 17：00 [現金・クレジットカード]
東・西病棟	1 階ホール（総合案内の向かい側） 自動支払機・会計窓口	平日 8：30 ～ 17：00 [現金・クレジットカード]
	1 階時間外会計窓口（救急外来受付）	上記時間以外・土・日・祝・休診日 [現金・クレジットカード]

・南都銀行 ATM の利用時間は、32 ページをご覧ください。

ご利用いただけるクレジットカード

- ・ V I S A カード ・ マスターカード ・ J C B カード
- ・ アメリカンエクスプレスカード ・ D C カード

VISA



2. お支払いいただく入院費用について

（1）医療保険の自己負担割合

全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合、船員保険、国民健康保険の加入者は、原則として診療報酬上の診療費の 3 割※が自己負担となります。

※公的制度をご利用の方は、自己負担金が異なる場合があります。

（2）選定療養費

入院費については国の保険制度に拠って、患者さんのご都合による 180 日を超える入院の場合の入院料や特別療養環境の提供（差額ベッドなど）の特別料金は、全額自己負担となります。

（3）保険外負担分

保険診療外の費用が発生する場合、公的に認められた費用を自費料金としてお支払いいただきます。

3. 公費負担医療制度

特定の疾病に対する公費負担医療制度（指定難病、小児慢性特定疾病、自立支援医療など）の申請をされる方は、外来診療棟 1 階医療福祉係でご相談ください。

4. 高額療養費限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

一旦は医療保険の自己負担額をお支払いいただき、限度額を超えた分について保険者から払い戻しを受ける制度です。

なお、高額療養費限度額適用認定証（以下、認定証という。）をあらかじめご提示いただければ、限度額を超えた自己負担分の支払いは不要となります。

当院ではマイナンバーカードまたは保険証によるオンラインでの認定証の資格確認を行っております。オンラインでの資格確認をご希望される場合は、**入院当日に入院受付の窓口にてお申し出をお願いいたします。**情報提供に同意されますと、認定証の申請が不要になります。

但し、何らかの理由により資格情報が照合できないことがある場合は、認定証の原本を確認する必要がありますので、加入されている保険者にご確認ください。

お申し出登録後は、それ以降のオンライン資格確認時に認定証の情報について、同意を得ているものとして対応させていただきます。

同意の撤回をご希望の場合は、保険証確認窓口までお申し出ください。

70 歳未満の方の自己負担限度額

※保険医療機関（入院・外来）、保険薬局等それぞれでの取り扱いとなります。

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当※3	食事療養標準負担額 (1食につき)
区分ア（標準報酬月額 83 万円以上の方）	252,600 円 + (総医療費※1 - 842,000 円) × 1 %	140,100 円	510 円※4
区分イ（標準報酬月額 53 ~ 79 万円の方）	167,400 円 + (総医療費※1 - 558,000 円) × 1 %	93,000 円	
区分ウ（標準報酬月額 28 万円 ~ 50 万円の方）	80,100 円 + (総医療費※1 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円	
区分エ（標準報酬月額 26 万円以下の方）	57,600 円	44,400 円	
区分オ（低所得者）※2 (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400 円	24,600 円	240 円※4・5

※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額（10 割）です。

※2 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。ただし、「区分ア」または「区分イ」の方は対象外です。

※3 療養を受けた月以前 1 年前に、3 ヶ月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合は、4 ヶ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

※4 令和 7 年 4 月 1 日以降の金額となります（厚生労働省告示の改正に伴う）。

※5 過去 1 年間の入院日数が 90 日を超えていて、保険者にその申請を行った場合は 190 円です。

70 歳以上の方

被保険者の所得区分		自己負担限度額		食事療養標準負担額 (1食につき)
		個人ごと（外来）	世帯ごと（入院を含む）	
現役並みⅢ	(標準報酬月額 83 万円以上で 高齢受給者証の負担割合が 3 割の方)	252,600 円 + (総医療費 − 842,000) × 1 % 〈多数該当：140,100 円〉		510 円 ^{※4}
現役並みⅡ	(標準報酬月額 53 ～ 79 万円で 高齢受給者証の負担割合が 3 割の方)	167,400 円 + (総医療費 − 558,000) × 1 % 〈多数該当：93,000 円〉		
現役並みⅠ	(標準報酬月額 28 万円～ 50 万円で 高齢受給者証の負担割合が 3 割の方)	80,100 円 + (総医療費 − 267,000) × 1 % 〈多数該当：44,400 円〉		
一定以上の所得者	(後期高齢者医療 ^{※1} の被保険者で負担 割合が 2 割の方)	18,000 円 【年間上限 14.4 万円】	57,600 円 〈多数該当：44,400 円〉	
一般	(現役並み・一定以上の所得者・低所得者以外の方)			
低所得者Ⅱ ^{※2}	(被保険者が市区町村税の非課税者等)	8,000 円	24,600 円	240 円 ^{※4・5}
低所得者Ⅰ ^{※3}	(所得が一定基準以下)		15,000 円	110 円

※1 65 ～ 74 歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

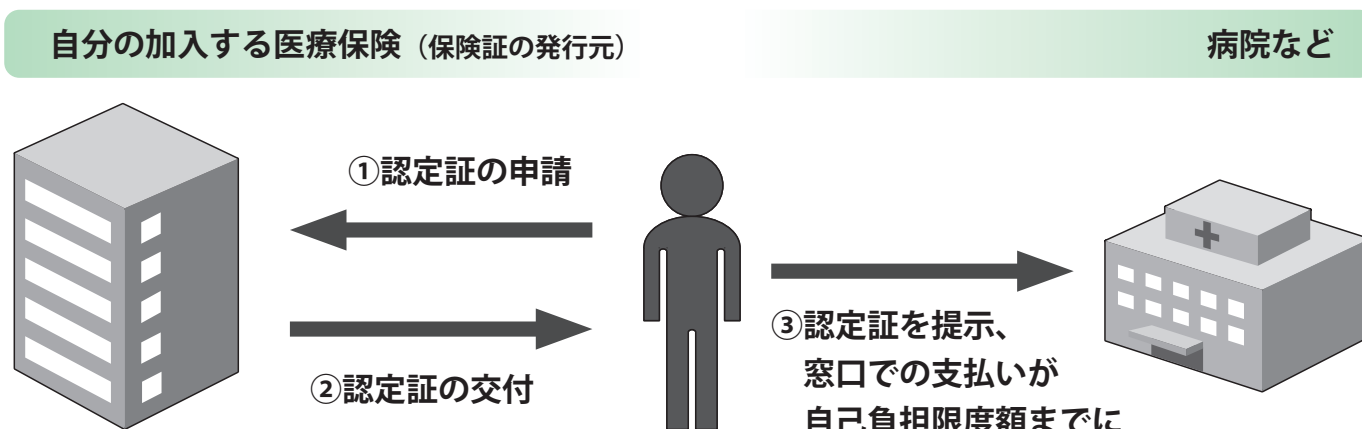
※2 被保険者が市町村民税の非課税者等である場合です。ただし、「現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ」の方は対象外です。

※3 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

※4 令和 7 年 4 月 1 日以降の金額となります（厚生労働省告示の改正に伴う）。

※5 過去 1 年間の入院日数が 90 日を超えていて、保険者にその申請を行った場合は 190 円です。

〈 限度額適用認定証について 〉



5. 特別療養環境室（特別室・個室・2人部屋）の申込みについて

当院では、下記の部屋を特別の療養環境提供の部屋（差額ベッド）として届け出をしており、料金及び設備を確認いただいた上、希望される場合はお申込みください。

但し、お申込みいただきましたお部屋は、ご入院いただく当日朝まで調整させていただきますが、病状重視の病室管理の上から、やむを得ずご希望に添えない場合がありますことをご了承ください。

また、【東・西病棟】、【本館・南病棟】の建屋の希望につきましても、主治医の指示及び、治療内容等により決定されます。

なお、希望病室がご用意できない場合は、一般病室（3～4人部屋）となります。

上記をご承諾いただいて、お申込みください。

差額ベッド料は1日につき以下の金額となり、入院金額に加算させていただきます。

病棟	部屋タイプ	料金（税込）
西5病棟（1室）	特別室	33,000 円
東病棟 5～10 病棟	個室（A）	16,500 円
東病棟 2～10 病棟 西病棟 3 病棟・5 病棟	個室（B）	8,250 円
本館南病棟 43・44 病棟	個室（C）	6,600 円
東病棟 2～10 病棟 西病棟 5 病棟 南病棟 43 病棟	2人部屋	2,750 円

部屋タイプ	料金（税込）	トイレ	バス・シャワー	テレビ	冷蔵庫	洗面台	机・椅子	収納	その他
特別室	33,000 円	○	○	無料	無料	○	○	○	応接セット・キッチン・控室・ソファベッド・電気ポット・電子レンジ・Wi-Fi
個室（A）	16,500 円	○	○	無料	無料	○	○	○	応接セット・キッチン・控室・ソファベッド・電気ポット・電子レンジ
個室（B）	8,250 円	○	無	有料	有料	○	椅子のみ	○	
個室（C）	6,600 円	○	無	有料	有料	○	椅子のみ	○	車椅子はトイレには入れません
2人部屋	2,750 円	東・西病棟 無 南病棟 ○	無	有料	有料	○	椅子のみ	○	

※ 1日につき24時を起点とし、1泊2日の差額ベッド料は2日分発生します。

※ 部屋タイプについては入院される病棟により異なります。

6. 実費徴収について

下記の項目は、療養の給付と直接関係ないサービス等となり、社会保険医療とは別に提供されるものです。ご利用に応じて実費徴収のご負担をお願いします。

(令和7年5月1日現在)

項 目	金 額	備 考
病衣貸与代	80 円	1 日につき
おむつ代	10 円～ 100 円	1 枚につき
家族ベッド	220 円	1 日につき
ランドリー代	20 円～ 500 円	1 枚につき
寝衣（浴衣）代	2,000 円	1 枚につき
産科入院料	約 45 万円～ 50 万円	約 5 日入院
文書料：診断書・証明書交付料 ※診断・証明内容により異なります。		
年金診断書（初回）・後遺障害診断書等	7,700 円	1 枚につき
年金診断書（現況届）・身体障害者診断書等	5,500 円	1 枚につき
入院・手術証明書等	5,500 円～	1 枚につき
受診状況証明書・通院証明等	3,300 円～	1 枚につき
公安委員会・当院所定診断書等	2,200 円～	1 枚につき
雇用保険証明書等	1,100 円～	1 枚につき
学校通院証明・領収証明書等	550 円～	1 枚につき
セカンドオピニオン以外の利用目的 （保険会社への提出等）による画像 データ作成料等	静止画像：1,000 円	1 件につき
	動画：2,000 円	1 件につき
	C D 70 円	1 枚につき
	D V D 160 円	1 枚につき
（フィルムコピー代）	半切 730 円	1 枚につき
	大角 700 円	1 枚につき
在宅医療に係る交通費（片道のみ）	110 円	1 k m 毎
松葉杖借用保証金	3,500 円	1 回につき
育児相談料	6,000 円	1 回につき
予防接種料	2,650 円～ 21,700 円	1 回につき
予防投与料	2,500 円～ 5,000 円	1 回につき
死後処置料	5,500 円	1 式

※当院の表示額は消費税込みで 10 円未満を四捨五入しております。

※産科入院料は「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用にならない場合の金額です。

VI 退院の手続き

1. 退院の手続き

- (1) 主治医の退院指示後に診察費等の計算を行い、請求書を病棟にてお渡ししますので、支払い窓口等でお支払いください。※支払い方法については P.16 表のとおりです。
- (2) 土・日・祝日などの退院の場合は、診療費計算の都合上、「請求先確認票（後日清算に係る手続き書類）」にご記入の上、退院していただくことがありますのでご了承ください。
- (3) 退院後、外来受診をされる方は予約票を受け取ってください。外来診療の際、1 ヶ月に一度保険証の確認をいたしますので、忘れずにご持参ください。
- (4) 退院時には、ロッカーの鍵・体温計を必ずご返却ください。なお、ロッカーの鍵を紛失された場合は 1,500 円、体温計を破損、紛失された場合は 1,000 円をご負担いただきます。

2. 診断書・証明書について

診断書および入院証明書等書類が必要な場合は、

入院中

依頼は、病棟スタッフにお申し出ください。

退院当日

東・西病棟は 1 階入退院受付、本館・南病棟は 1 階総合受付にお申し出ください。
なお、受付時間外は申し込みできませんのでご注意ください。

退院後

休診日を除く平日 8：30～17：00 に外来診療棟 1 階証明係へお申し出ください。

申し込みされた書類の受け取り方法については、申し込み受付時にご確認ください。

なお、診断書・証明書につきましては、文書料（550 円～7,700 円）として実費を徴収させていただきます。

VII 事情部のご案内

みなさまの心に寄り添い 病気からの回復を願って 病室をお訪ねしています



病室を訪れ、患者さんの心に寄り添う事情部教師

入院中、患者さんやご家族の方々は、病気や療養生活などについて、様々な不安や悩みをお持ちになることと思います。そうした不安や悩みについて、事情部教師が病室をお訪ねし、いろいろとお話をお聴きすることで、少しでも気持ちが軽くなり安らいでくださることを願っています。

お訪ねする教師は、日頃から天理教の信仰に基づいて、様々な悩みを抱えた方々の心に寄り添い、相談にのっている、経験豊富な者です。どうぞ気軽にご相談ください。

また、希望により病気の回復を願って、「おさづけの取り次ぎ」（病気平癒のための祈り）を行っています。遠慮無くお申し出ください。

● 憩の家講座 ～からだところの健康づくりのために～

患者さんをはじめ、地域一般住民の方を対象として、当院の医療従事者が病理などについての説明を行い、健康増進の意識を啓発し、広く公衆衛生の向上を目的として開催しています。

現在は、WEB 会議ツール『Zoom』を利用したライブ配信と、オンデマンド配信を行っています。詳しくは当院のホームページをご覧ください。

● 天理教の信仰に基づいた相談について

信仰に基づいて、病気や悩みの相談にあたっています。



電話相談 毎日 午後 1 時～ 3 時

※毎月 25 日と 26 日・ 4 月 18 日・ 年末年始 12 月 29 日～ 1 月 3 日は終日休止

専用ダイヤル 0743-63-4555

手紙相談 宛先 〒 632-8552 奈良県天理市三島町 200 番地 天理よろづ相談所 事情部

本館・南病棟入院の方へ

● 朝・夕のおつとめ

毎日、本館・南病棟 7 階講堂にて、患者さんの回復を願って、おつとめを勤めています。どうぞご参拝ください。

朝づとめ 毎日 午前 8 時 45 分～（約 15 分）

※参拝される方は、病棟看護師に

夕づとめ 毎日 午後 4 時 30 分～（約 20 分）

お申し出ください。

● 憩の家月次遙拝式

本館・南病棟 7 階講堂にて、医療従事者一同が月次遙拝式を勤めています。どうぞご参拝ください。

憩の家月次遙拝式 毎月 第 3 水曜日 午後 3 時～

● 院内テレビ放送

各ベッドのカード式テレビ [11 チャンネル（無料）] にて、天理教の番組を放送しています。

放送時間 毎日 午前 9 時～ 午後 9 時

● みかぐらうた等の音声放送

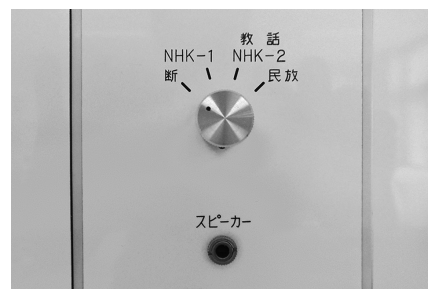
イヤホンを次頁写真の [スピーカー（無料）] に差し込み、「NHK - 2・教話」にて、「みかぐらうた」等の音声放送、「朝夕のおつとめ」、「天理教教会本部祭典」を聞くことができます。

朝づとめ放送 毎日 午前 8 時 45 分～（約 15 分）

みかぐらうた放送 毎日 午前 10 時～（約 1 時間 30 分） ※毎月 26 日・ 4 月 18 日は休止

夕づとめ放送 毎日 午後 4 時 30 分～（約 20 分）

教会本部祭典放送 月次祭 毎月 26 日 午前 9 時～
 春季大祭 1 月 26 日 午前 11 時 30 分～
 教祖誕生祭 4 月 18 日 午前 10 時～
 秋季大祭 10 月 26 日 午前 8 時～



東・西病棟入院の方へ

● 昼のおつとめ

東 10 病棟（10 階）遙拝室にて、病気の回復を願って、毎日おつとめを勤めています。参拝される方は、病棟看護師にお申し出ください。遙拝室は、いつでも自由にご参拝いただけます。

おつとめ時間 毎日 午後 2 時～（約 15 分）

● 院内テレビ放送

各ベッドのカード式テレビ〔11 チャンネル（無料）〕にて、天理教の番組を放送しています。

放送時間 毎日 午前 9 時～午後 9 時

● みかぐらうた等の音声放送

各ベッドのカード式テレビ〔12 チャンネル（無料）〕にて、「みかぐらうた」等の音声放送をしています。

「天理教教会本部祭典」も同チャンネルで放送しています。

みかぐらうた等の音声放送 毎日 午前 10 時～

※毎月 26 日、4 月 18 日は休止

教会本部祭典放送

月次祭 毎月 26 日 午前 9 時～
 春季大祭 1 月 26 日 午前 11 時 30 分～
 教祖誕生祭 4 月 18 日 午前 10 時～
 秋季大祭 10 月 26 日 午前 8 時～

VIII

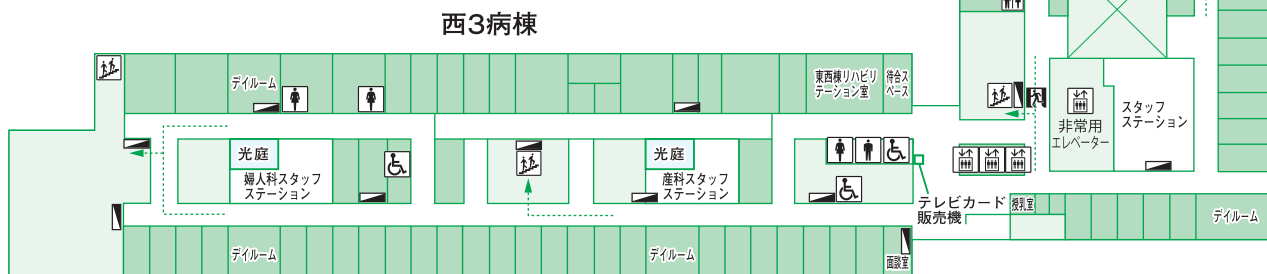
病棟のご案内

避難方向… → 消火栓…

東・西病棟 3階

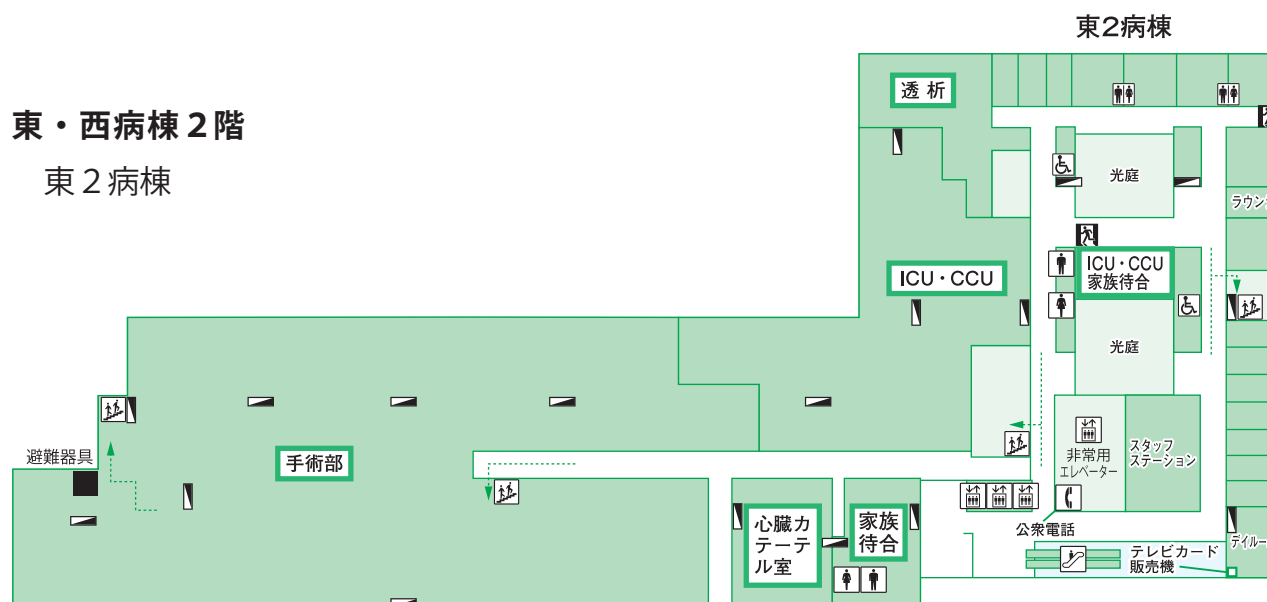
東3病棟

西3病棟



東・西病棟 2階

東2病棟

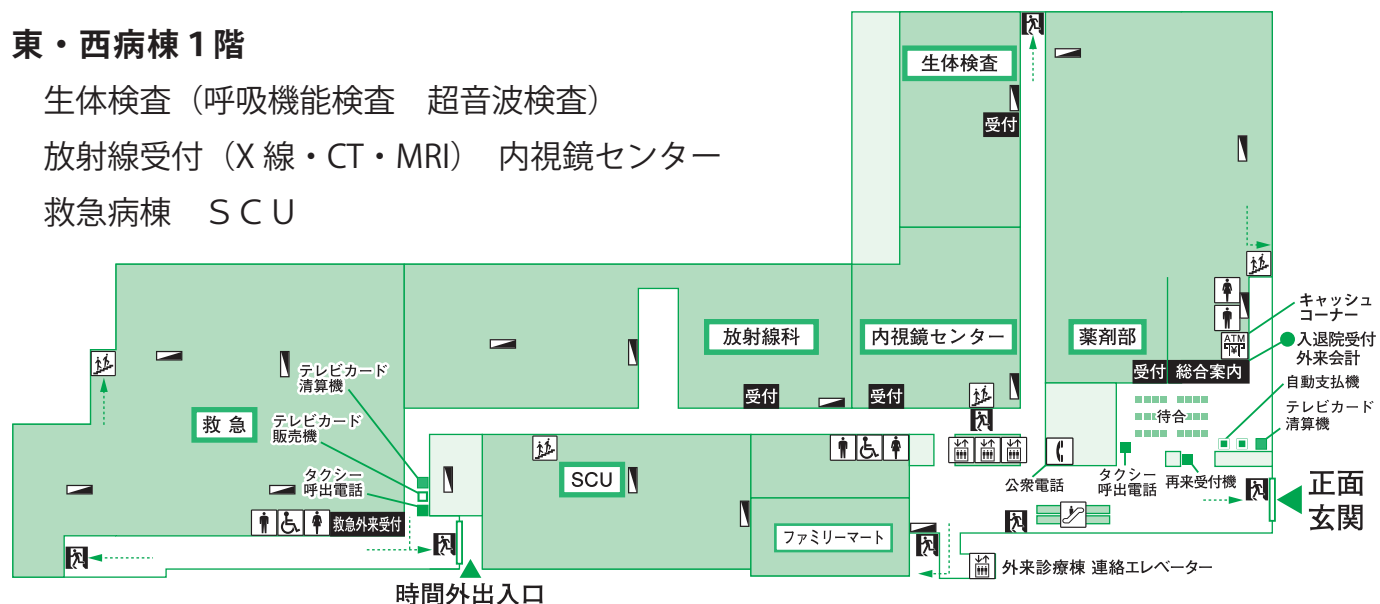


東・西病棟 1階

生体検査（呼吸機能検査 超音波検査）

放射線受付（X線・CT・MRI） 内視鏡センター

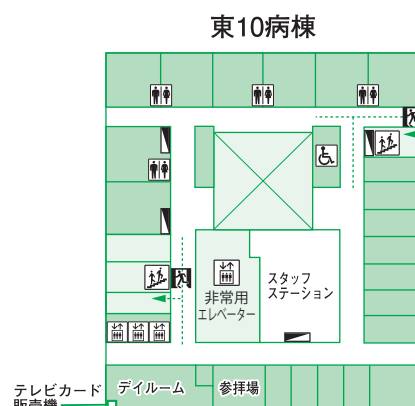
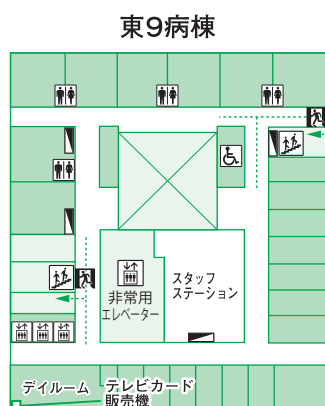
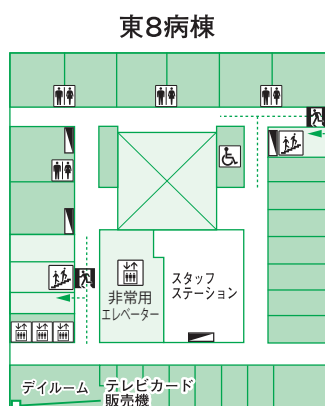
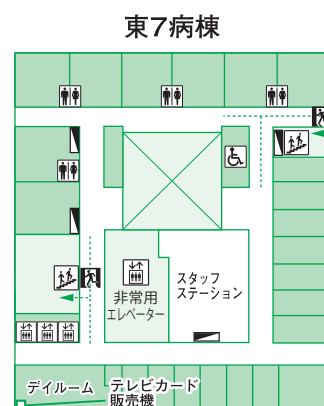
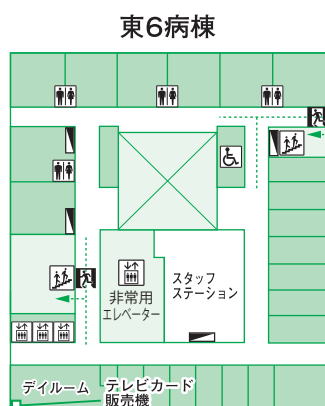
救急病棟 SCU



避難方向… 消火栓…

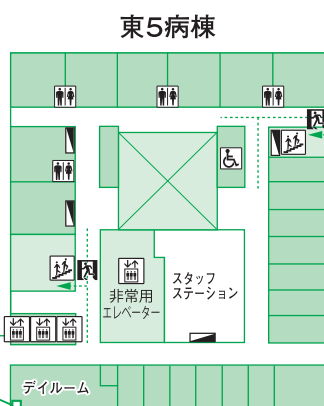
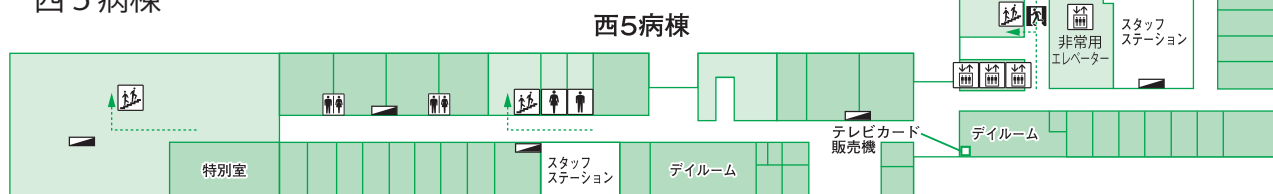
東・西病棟 6階～10階

東6病棟
東7病棟
東8病棟
東9病棟
東10病棟



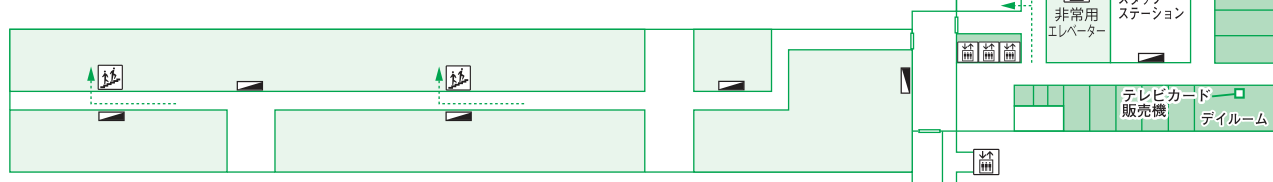
東・西病棟 5階

東5病棟
西5病棟



東・西病棟 4階

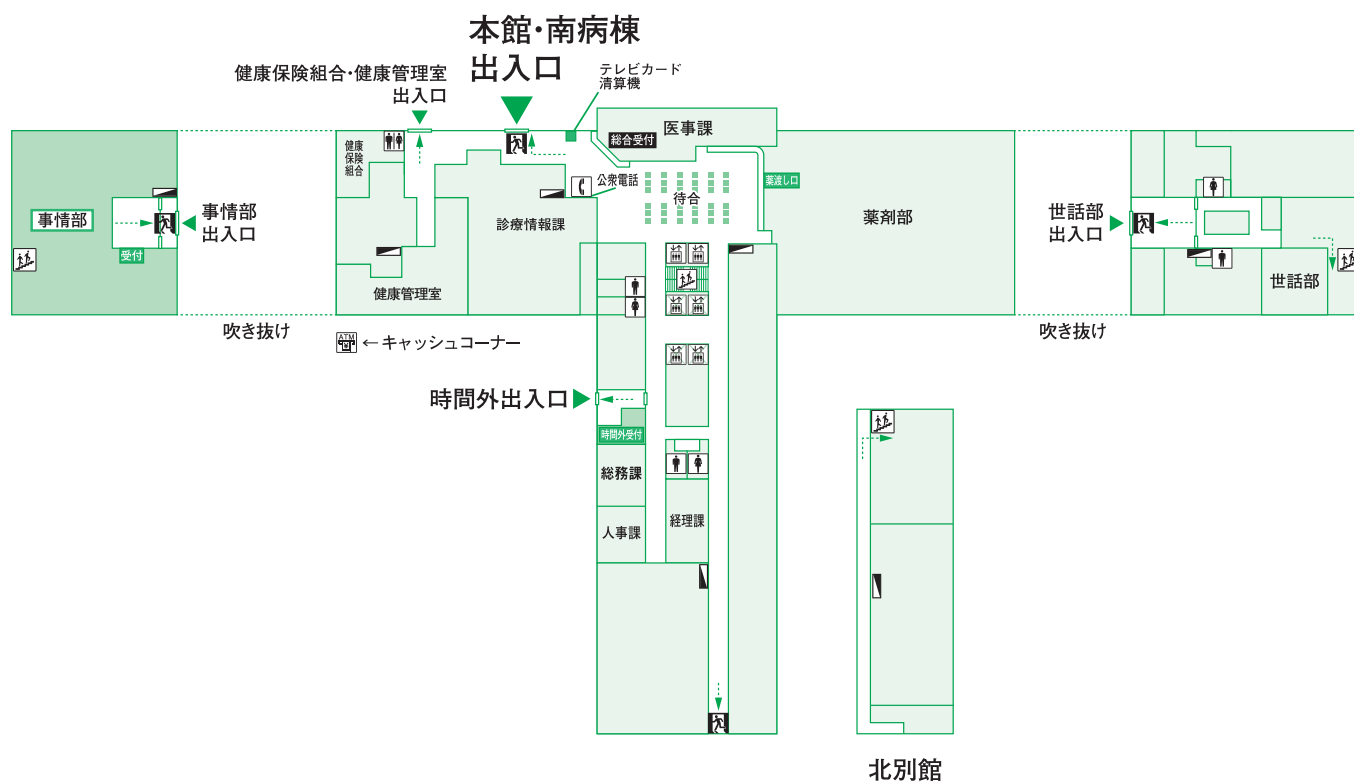
東4病棟



避難方向…  消火栓… 

本館・南病棟 1 階

事情部

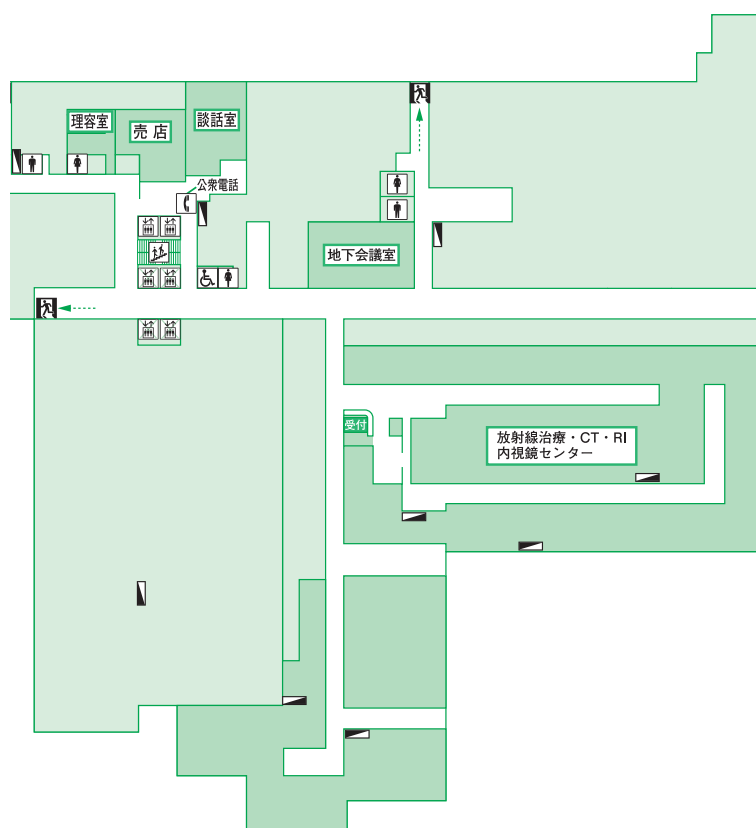


本館・南病棟地下 1 階

放射線治療・CT・RI

売店

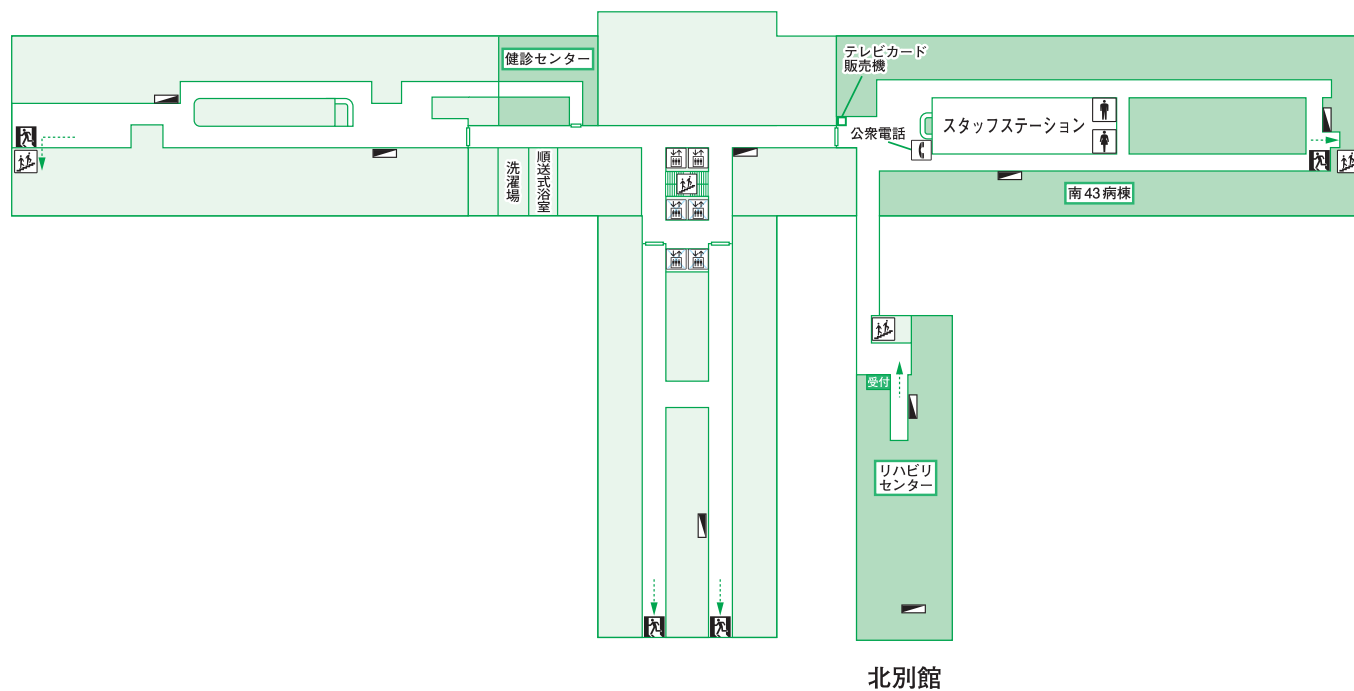
談話室



避難方向…  消火栓… 

本館・南病棟 3 階

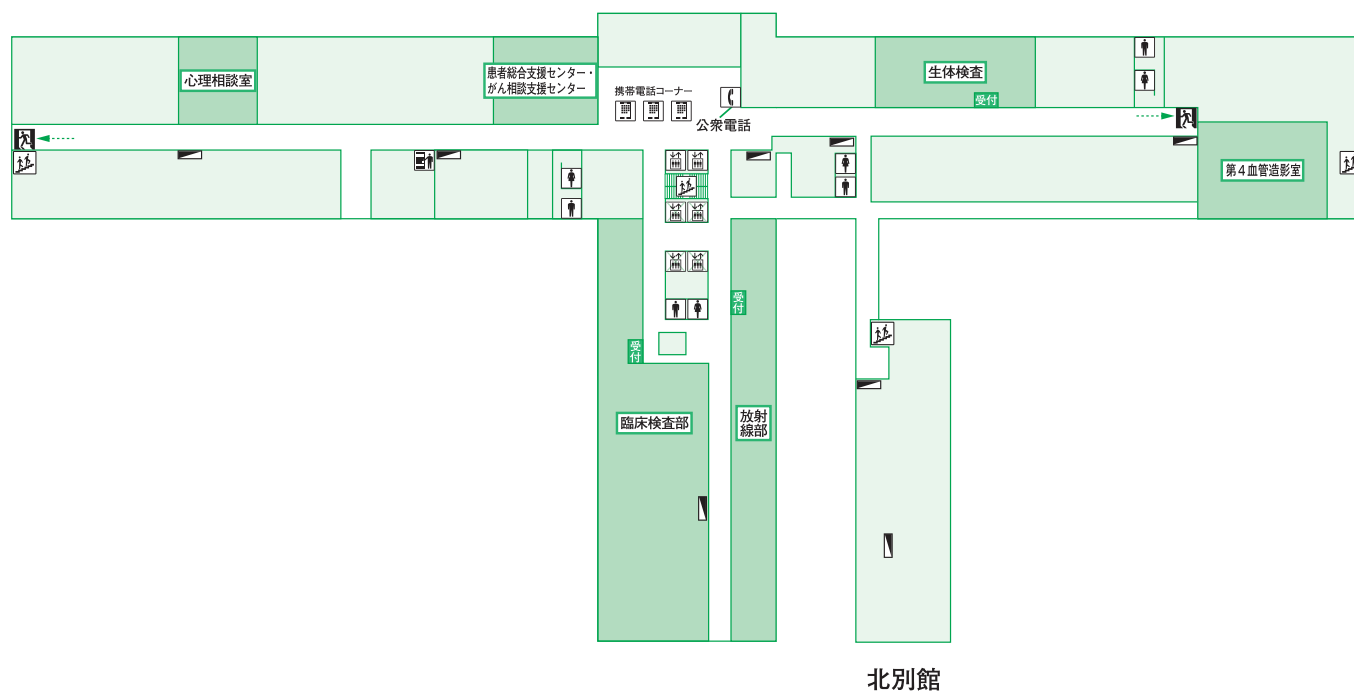
南 43 病棟



本館・南病棟 2 階

臨床検査部

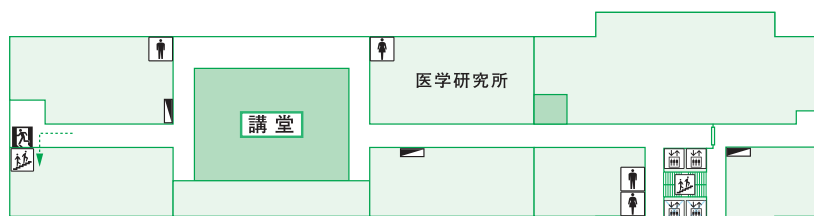
放射線部



避難方向… ●●●●●▶ 消火栓… ▬

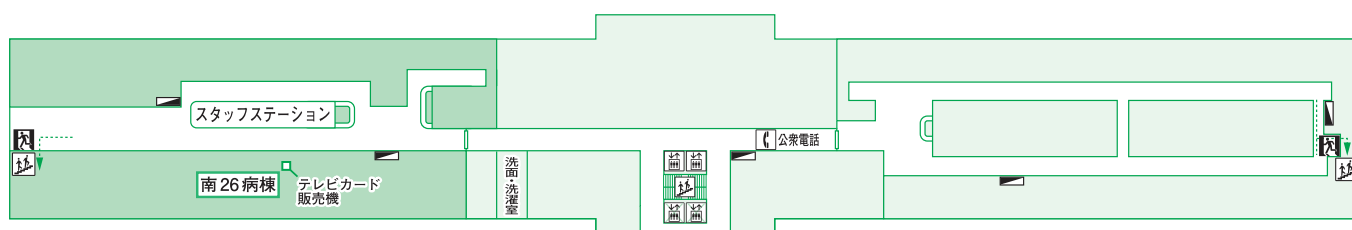
本館・南病棟 7 階

講堂（参拝場）

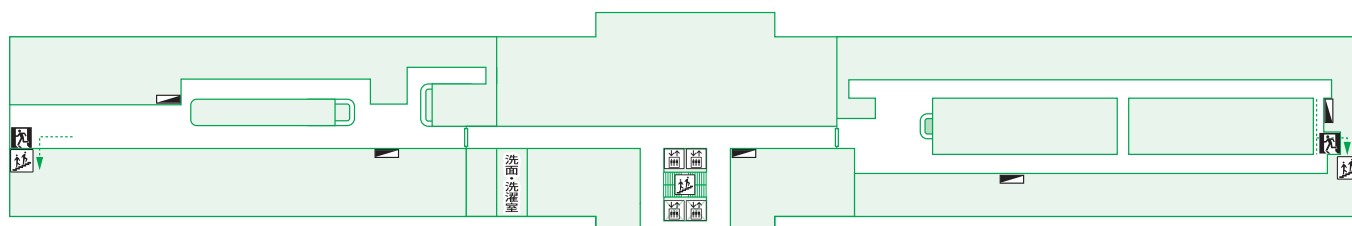


本館・南病棟 6 階

南 26 病棟

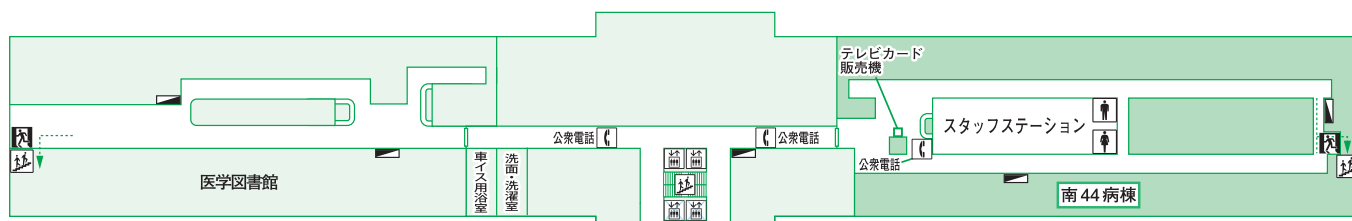


本館・南病棟 5 階



本館・南病棟 4 階

南 44 病棟



病棟および駐車場案内図



IX 諸施設について

棟（建屋）	階	場所	ご利用時間	
本館・南病棟	地下1階	 売店	月～金	10：00～16：00
			日	12：00～16：00
			土・祝・休診日 休業	
		 談話室	月～金	10：30～15：00
			日	12：00～15：30
			土・祝・休診日 休業	
1階	 南都銀行 A T M	月～土	9：00～19：00	
		日・祝	9：00～17：00	
東・西病棟	1階	 ファミリー マート	1/2～12/30	8：00～21：00
			12/31・1/1 休業	
		 南都銀行 A T M	月～土	9：00～19：00
			日・祝	9：00～17：00
外来診療棟	1階	 ファミリー マート	月～金	7：30～18：00
			土・日・祝・休診日 休業	
		 喫茶	月～金	7：30～16：30
			土・日・祝・休診日 休業	
		 南都銀行 A T M	月～金	9：00～19：00
			土・日・祝・休診日 休業	
	4階	 ヘアサロン こもれび	月～金	9：00～18：00
			土・日・休診日（4/1 除く） 休業	
			祝日	9:00～18:00（要予約※） ※予約前に病棟の許可が必要
	5階	 萬菜	月～金	10：00～15：00 （ラストオーダー 14：30）
土・日・祝・休診日 休業				
東・西病棟 正面玄関斜め向かい側	憩の家ケアサービス ※介護用品・衛生用品等の販売 （病棟への配達可）		月～金	8：30～17：30
			土・日・祝・休診日 休業	

※ 休診日 … 開所記念日（4/1）、年末年始（12/29～1/3）等

()

入院誓約書

入院日： 年 月 日

天理よろづ相談所病院 院長 殿

貴院において入院診療を受けるにつきまして、私および代諾者・身元引受人は、
貴院の「患者の権利と義務憲章」に同意し、下記事項を守ることを誓約します。

記

- 1、私および代諾者・身元引受人など入院療養に関わる私の関係者（以下、私たちと略す）は、医療関係者とともに療養に専念し、また、病院には多数の患者さんが入院していることを理解し、病院の医療提供、療養環境維持のための業務遂行に協力をします。
- 2、私たちは、入院中は、法令、公的通知はもとより社会常識、「入院のご案内」中の「入院中お守りいただくこと」など病院の諸規則、通知に反する行為はしません。
- 3、私たちは、病院が入院中の転倒、ベッドからの転落、無断離院についてできる限りの予防対策を実施していても、転倒、転落、無断離院のすべてを防止することはできないことを理解し、病院に過失がない場合は病院の責任を問いません。
- 4、私たちは、入院中指示された建屋、病棟、病室にて治療・療養し、病院から要請があれば、病室を移動します。また、特別療養室を希望し入室した後でも、大部屋移動の指示があればそれに従います。
- 5、私たちは、入院診療を受けるために必要な一切の費用（診療費の自己負担分、保険外負担分、その他一切の費用）を必ず支払いし、貴院に対して一切の損害をお掛けいたしません。
万一、支払いできない場合は、保証会社であるジェイリース株式会社が代位弁済し、同社または同社が提携する保険会社の代位弁済に基づく求償等を行う場合があることに同意いたします。
別紙の「個人情報の取扱に関する同意書」に同意のうえ入院申込を行います。
- 6、私たちは、上記事項を守らないために退院を指示された場合はそれに従います。

●患者自署欄

記入日： 年 月 日

氏 名 生年月日 年 月 日 生

現 住 所

電話番号 携帯番号

※患者自署欄を代筆した場合

代筆者氏名 続柄

現 住 所

電 話 番 号 携 帯 番 号

●代諾者（身元引受人）の署名（注1） ※患者さんが未成年の場合は保護者の署名（注2）

☐ 代筆者に同じ

氏 名 続柄

現 住 所

電話番号 携帯番号

注1、代諾者（身元引受人）は、成人の家族、保護者（患者さんが未成年の場合）、後見人に限られます。

注2、保護者とは、父、母、その他の法定上の保護者の方を指します。

裏面もご確認ください

ご請求について

- 退院時に未払いの場合は、診療費支払いに関する誓約を取り交し、支払誓約日を過ぎた場合は速やかに督促させていただきます。
- 督促を含め、退院日より3ヵ月を超えた未払いに関して、入院誓約書に記載してあり、代位弁済を保証会社へ依頼する場合があります。
- 入院誓約書の記載事項の変更が生じた場合は、速やかにご連絡下さい。

☐ 上記内容について確認しました

その他の同意及び確認事項について

※以下の項目についてご確認の上ご記入ください。(□には該当するもの等に✓)

●オンライン資格確認について

高額療養費における限度額や減額認定等について、当院がオンラインでの資格確認を行うことに

☐ 同意する・☐ 同意しない

●前回入院期間の確認について

入院料算定の要件に基づき、過去3ヵ月以内の入院の有無を確認させて頂いております。
お手数ですが以下にご記入ください。

今回入院前3ヵ月以内に他の病院に入院したことはありますか？

1. ない 2. ある (ある場合は以下にご記入下さい。)

①病院名：

入院期間 年 月 日 ～ 年 月 日

②病院名：

入院期間 年 月 日 ～ 年 月 日

※退院証明書をお持ちの場合は入院受付時にご提出下さい。

●当院入院中における他院への受診について

原則として、当院入院中に健康保険扱いによる他医療機関(病院・診療所・クリニック等)への受診はできません。入院中に他院の予約や薬切れ等がある場合は必ず病棟スタッフにお申し出下さい。※詳しくは「入院のご案内」14ページをご参照ください。

☐ 上記内容について確認しました

実費徴収に関する同意書

この同意書は、療養の給付と直接関係ない費用について「厚生労働大臣が定める保険医療機関及び保険医療養担当規則並びに同規則に基づく」に則り、実施させていただくものです。

(令和 7 年 5 月 1 日 現在)

項 目	金 額	備 考
病衣貸与代	80 円	1 日につき
おむつ代	10 円～ 100 円	1 枚につき
家族ベッド	220 円	1 日につき
ランドリー代	20 円～ 500 円	1 枚につき
寝衣（浴衣）代	2,000 円	1 枚につき
産科入院料	約 45 万円～ 50 万円	約 5 日入院
文書料：診断書・証明書交付料 ※診断・証明内容により異なります。		
年金診断書（初回）・後遺障害診断書等	7,700 円	1 枚につき
年金診断書（現況届）・身体障害者診断書等	5,500 円	1 枚につき
入院・手術証明書等	5,500 円～	1 枚につき
受診状況証明書・通院証明等	3,300 円～	1 枚につき
公安委員会・当院所定診断書等	2,200 円～	1 枚につき
雇用保険証明書等	1,100 円～	1 枚につき
学校通院証明・領収証明書等	550 円～	1 枚につき
セカンドオピニオン以外の利用目的（保険会社への提出等）による画像データ作成料等	静止画像：1,000 円	1 件につき
	動画：2,000 円	1 件につき
	C D 70 円	1 枚につき
	D V D 160 円	1 枚につき
（フィルムコピー代）	半切 730 円	1 枚につき
	大角 700 円	1 枚につき
在宅医療に係る交通費（片道のみ）	110 円	1 k m毎
松葉杖借用保証金	3,500 円	1 回につき
育児相談料	6,000 円	1 回につき
予防接種料	2,650 円～ 21,700 円	1 回につき
予防投与料	2,500 円～ 5,000 円	1 回につき
死後処置料	5,500 円	1 式

※当院の表示額は消費税込みで 10 円未満を四捨五入しております。
※産科入院料は「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用にならない場合の金額です。

天理よろづ相談所病院 院長 殿

私は、上記費用徴収について内容を確認しましたので、実費徴収が生じた場合、料金を支払うことに予め同意します。

記入日： 年 月 日

患者氏名

病気、検査、治療の説明と同意、および家族への病状説明の同意書

記入日： 年 月 日

天理よろづ相談所病院 院長 殿

私は、「病気、検査、治療の説明と同意」、「家族への病状説明の同意」について、以下のように希望します。

患者氏名 _____

代諾者あるいは患者さんが未成年の場合は保護者の署名 _____

病気、検査、治療の説明と同意書について

○あなたに対する説明に関して、以下の4つの選択肢の中から一つをお選び下さい。

但し、代諾者の方は1しか選択できません。

- 1、私はできるだけ詳しく病気、検査、治療の説明をして欲しい。また、検査・治療の同意等は自分で行う。
- 2、私は病気、検査、治療について詳しい説明をして欲しくないので、大まかな説明でよいが、検査・治療の同意等は自分で行う。
- 3、私は病気、検査、治療について詳しい説明をして欲しくないので、大まかな説明でよい。また、検査・治療の同意等は下記の者から得て欲しい。
- 4、私は病気、検査、治療の説明は一切して欲しくない。また、検査・治療の同意等は下記の者から得て欲しい。

○2又は3を選択された方は、特に詳しい説明をして欲しい事項があれば、記載してください。

(_____)

○3又は4を選択された方は、あなたに代わって説明を受けたり、検査・治療の同意等を与えたりする、配偶者の方・直系の成人のお子さん・ご両親・あなたを実質的に扶接している方のうち、どなたかを指定して下さい。ただし、2名までとします。

(_____ 続柄 _____、 _____ 続柄 _____)

ご家族への病状説明について

あなたの同意が得られれば、あなたに対する説明に加えて、主治医は配偶者の方・直系の成人のお子さん・ご両親・あなたを実質的に扶養している方であってあなたの指定する方に、あなたの病気の説明をします。あなたの病気について説明をして欲しいご家族を、以下の選択肢から選択してお知らせ下さい。ただし、説明する家族は2名までとします。

1、説明をして欲しい家族の名前と続柄は以下のとおりです。

_____ 続柄 _____

_____ 続柄 _____

2. 誰にも説明して欲しくない。

以上

個人情報の取扱に関する同意書

私（以下、「申込者」という）、代筆者（親権者等）、身元引受人及び緊急連絡先となる者（以下、併せて「申込者等」という）は、天理よろづ相談所病院（以下、単に「医療機関」という）がジェイリース株式会社（以下、「保証会社」という）に対し、各々の個人情報を第三者提供すること、及び当該個人情報に関し保証会社において以下の取扱いをすることについて同意します。

第1条（個人情報）

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

(1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号、及び月収等の属性情報（変更後の情報を含む）。

(2) 医療機関の名称、所在地及び診療費等の契約情報。

(3) 医療機関における診療費支払状況等の取引情報。

(4) 運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報。

(5) 個人の肖像又は音声又は磁氣的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。

(6) 裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。

(7) 特定の個人の身体的特徴を変換した指紋認証データ、顔認識データ等の本人認証情報。

(8) 申込者の医療機関における疾病名等の情報。

第2条（個人情報の利用目的）

保証会社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

(1) 申込者の医療機関との診療契約にかかる保証契約（以下「保証契約」という）の締結可否の判断のため。

(2) 保証契約の締結及び履行のため。

(3) 保証契約に基づく事後求償権の行使のため。

(4) サービスの紹介のため。

(5) サービスの品質向上のため。

(6) ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。

(7) 申込者と医療機関との診療契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。

(8) 上記(1)から(7)の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供。

第3条（個人情報の保証会社への提供）

申込者は、代筆者（親権者）、身元引受人、医療機関、又は緊急連絡先となる者等の申込者の関係者が、申込者の個人情報を、第2条記載の利用目的のために保証会社に対し提供することに同意します。

第4条（個人情報の保証会社から第三者への提供）

(1) 保証会社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者又はその法定代理人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。

①法令に基づく場合。

②人、生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者又はその法定代理人の同意を得ることが困難であるとき。

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者又はその法定代理人の同意を得ることが困難であるとき。

④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者又はその法定代理人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 申込者又はその法定代理人は、保証会社が申込者の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。

①第2条記載の利用目的の達成のために、代筆者（親権者）、身元引受人、医療機関、保証会社の提携する損害保険会社等の申込者の関係者、又はその他しかるべき第三者に対し提供すること。

②その他申込者が第三者に不利益を及ぼすと保証会社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。

第5条（第三者の範囲）

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

(1) 保証会社が第2条に定める利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては保証会社が責任を負います）。

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人情報が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、申込者に通知し、又は申込者が容易に知り得る状態に置いている場合。

第6条（個人情報の開示・訂正等・利用停止等）

(1) 保証会社は、保証会社所定の方法により、申込者等から、当該申込者等が識別される個人情報又は第三者提供記録の開示を求められたときは、申込者等に対し、遅滞なく、当該保有個人情報又は当該記録を開示します。ただし、開示することにより以下の各号のいずれかに該当する場合は、保証会社の判断により個人情報の全部又は一部を開示することはありません。

①申込者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

②保証会社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

③法令に違反することとなる場合。

(2) 保証会社は、保証会社が保有する個人情報の内容が事実でないことが判明した場合、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに当該情報を最新の情報へ訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という）します。

(3) 保証会社は、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用している場合、個人情報を不正に取得した場合、及び不正に第三者に提供した場合、利用する必要がなくなった場合、申込者等の権利・正当な利益が害されるおそれがある場合、その他法令で定める場合、申込者等の請求に応じて当該個人情報の利用を停止・消去又は第三者への提供を停止（以下「利用停止等」という）します。ただし、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、申込者等の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。

(4) 開示、訂正等、利用停止等をご希望の方は保証会社ホームページ（<http://www.j-lease.jp/>）を参照いただくか、第13条記載のお問合せ窓口までご連絡ください。

第7条（個人情報の正確性）

保証会社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、申込者等が診療に際してご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第8条（個人情報の返却及び削除）

保証会社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第9条（個人情報の管理）

(1) 保証会社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

(2) 保証会社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第10条（個人情報取り扱い業務の外部委託）

保証会社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第11条（統計データの利用）

保証会社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。保証会社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第12条（個人情報管理責任者）

ジェイリース株式会社経営管理本部長

第13条（問い合わせ窓口）

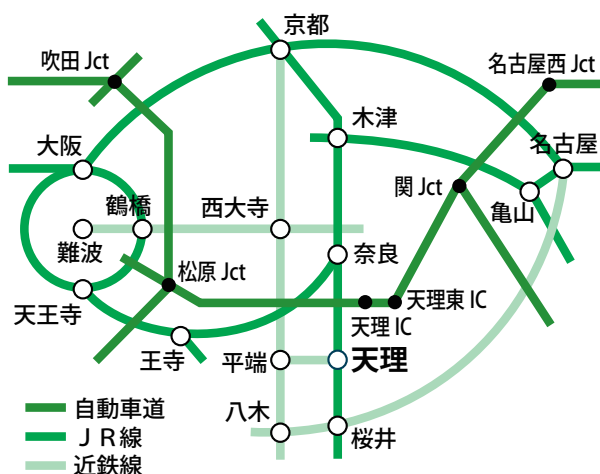
個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問い合わせにつきましては、以下の問い合わせ窓口までご連絡ください。

ジェイリース株式会社お客様相談窓口

電話番号 0800-500-2103

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日除く）9:30～18:00

天理への交通



- ・奈良より……ＪＲ桜井線で 15 分
- ・京都より……近鉄で 1 時間（天理行き急行利用）
- ・大阪より……近鉄（西大寺経由）で約 1 時間

周边地图



- ・天理総合（ＪＲ・近鉄）駅より 徒歩 約 15 分
- ・奈良交通バス……天理駅より JR 奈良方面行き
またはシャープ総合開発センター方面行き 約 5 分

天理よろづ相談所病院『憩の家』

〒632-8552 奈良県天理市三島町200番地 TEL 0743-63-5611 (代表)



202506 (10000)